

FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日に改正されました「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」における「認定失効制度」を踏まえ、現在、当社では、系統連系工事着工申込書（以下、「着工申込書」といいます。）を受付しております。

今般、当社への着工申込書の提出期限日を設定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 着工申込書の提出期限日

認定失効日*の6週間前の日

（例）：2023年4月1日に認定失効する場合、当社への提出期限日は2023年2月17日となります。

※認定発電設備ごとの認定失効日は当社では分かりかねますので、発電事業者さまにてご確認ください。

2 着工申込書の提出対象

FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが着工申込書の提出対象となります。

- ・既に FIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま
- ・10kW 未満の太陽光発電設備の FIT 認定を取得された発電事業者さま

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないまま FIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、原則、運転開始期限または改正法施行日（2022年4月1日）から1年後に認定が失効となります。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁 HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の可否および認定失効日をご判断いただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁 HP「[なっとく！再生可能エネルギー | 認定失効制度](#)」

資源エネルギー庁「[再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について（お知らせ）](#)」

3 着工申込書の様式

下表のとおり、認定発電設備ごとにご提出いただく着工申込書の様式が異なるため、ご注意ください。(異なる様式でご提出いただいた場合、受領いたしかねます。)

認定発電設備	様式
未稼働太陽光措置*の対象	着工申込書【未稼働案件用】
未稼働太陽光措置の対象以外	着工申込書【認定失効制度用】

(書類のタイトルをクリックいただくとデータのダウンロードができます。)

※資源エネルギー庁 HP「[なっとく！再生可能エネルギー](#)」参照

4 着工申込書の提出方法

「6 提出先」へ郵送にてご提出をお願いいたします。

なお、当社以外の買取事業者に売電予定の場合、当該買取事業者にお問い合わせください。

5 留意事項

- (1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に着工申込書が届くことを指し、「受領」とは、中部電力パワーグリッド株式会社はその内容に不備がないことを確認したことを指します。着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書をご提出いただくこととなります。そのため、あらかじめ申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、ご提出いただくようお願いいたします。
また、着工申込書を受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。
- (2) ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、未稼働太陽光措置の対象の発電事業者さまは、着工申込書【未稼働案件用】を改めてご提出いただく必要がございます。未稼働太陽光措置の対象以外の発電事業者さまは、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。
- (3) 着工申込書の受領日は、中部電力パワーグリッド株式会社が着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本申込に伴い発生した不利益について、当社および中部電力パワーグリッド株式会社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

6 提出先

〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2丁目9 スカイオアシス栄ビル11階
中部電力ミライズ株式会社 契約サービスセンター 着工申込書係

以 上

本件に関するお問い合わせ先

中部電力ミライズ株式会社 契約サービスセンター

電話番号：050-7771-0284

受付時間：9：00～17：00

(土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)